

2025 年 10 月吉日

お取引先 各位

世紀東急工業株式会社
管理本部 財務部

約束手形での支払完全廃止 及び振込手数料控除について

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、政府における 2026 年度までの約束手形利用廃止の方針及び取引銀行の手形用紙注文終了を受け、約束手形でのお支払を完全に終了させていただきます。つきましては、約束手形によるお取引があるお取引先様におかれましては、本件経緯をご理解の上、下記の通り「でんさいの受取の申込書」のご提出をお願い申し上げます。

記

1. 約束手形取扱い終了について

2025 年 9 月締 11 月 15 日振出分で約束手形の取扱いを終了させていただきます。

2025 年 10 月締 12 月 15 日振出分からは電子記録債権（電手決済サービス、でんさい）へのお申し込みがない場合は、期日現金払（電子記録債権の決済期日にお振込み）となりますことをご了承ください。

- ・全国銀行協会の「でんさい」のご利用番号をお持ちのお取引様

弊社ホームページより「でんさい受取の申込書」をダウンロードいただき、お取引のある事業所へご提出ください。

- ・「でんさい」のご利用がないお取引様

お取引金融機関にて利用契約の申込が必要となります。でんさいご利用のメリット等もございますので、ぜひご検討の上、お申込みいただけましたら幸いです。

利用者番号を取得されましたら弊社ホームページより「でんさい受取の申込書」をダウンロードいただき、お取引のある事業所へご提出ください。

【「でんさい」ご利用の場合の貴社メリット（手形と比較）】

貴社お立場	事務負荷軽減	現物管理・リスク低減	コスト削減
受取	Webで完結するので手形を受領する手間がなく、 <u>金融機関への持込も不要</u> です。	紛失や盗難の心配はなくなり受取期日失念のリスクも解消されます。	領収書の発行が不要になり、印紙も必要ありません。

また紙の手形同様の譲渡や分割金額での譲渡も可能です。

- ・すでに弊社へ電子記録債権をお申込済のお取引先様
新たなご提出は不要です。

なお、電子記録債権にお切り替えいただいてもお支払い条件（振出日、決済期日等）に変更はございません。

2. 振込手数料について

振込手数料の実費控除させていただいておりましたが、2025 年 10 月締ご請求分より振込手数料の控除を廃止いたします。

以上